

令和6年度 特例退職被保険者制度のご案内

1 特例退職被保険者制度（特退）とは

退職された方が、後期高齢者医療制度※の被保険者になるまでセキスイ健康保険組合に加入できる制度です。
※ 後期高齢者医療制度とは、75歳から都道府県が運営する後期高齢者医療広域連合に加入する医療制度です。

《加入できる条件》

老齢厚生年金（報酬比例部分を含む）の受給権者であり、次の①か②いずれかに該当する方

- ①セキスイ健康保険組合での被保険者資格（任意継続被保険者期間を含む）が通算で20年以上ある。
- ②セキスイ健康保険組合で40歳以降の被保険者資格（任意継続被保険者期間を含む）が通算で10年以上ある。

2 納付する保険料

令和6年度保険料

1ヵ月分の健康保険料 25,200円 / 1ヵ月分の介護保険料 4,928円

（介護保険料は被保険者または被扶養者に40歳以上65歳未満の方がいる世帯から徴収します。）

■特退者が納付する保険料の金額は一律です

前年の9月末の特退者以外の平均標準報酬月額範囲内の標準報酬月額（R6年度は280千円）に年度ごとに決定する健康保険料率（R6年度は9.0%）および介護保険料率（R6年度は1.76%）を乗じた金額です。

□保険料は特退者の収入額や被扶養者の人数により変更することはありません。

□保険料は前納することができます。ご加入後、保険証送付時に案内します。

《介護保険料の納付について》

介護保険料は65歳の誕生日前月（1日生まれの方は前々月）まではセキスイ健保で徴収します。

65歳の誕生日（1日生まれの方は前月）からはお住まいの市区町村に納付してください。

※40歳以上65歳未満の被扶養者がいる65歳以上の被保険者の方は被扶養者の分を当健保で徴収します。

3 特退の資格がなくなるとき（資格喪失）

特退の被保険者が、下記1～8の事由に該当したときは資格を喪失します。

□被保険者が資格を喪失したときは、扶養認定されているご家族の資格も同時に喪失となります。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき | 5. 生活保護の受給対象となったとき |
| 2. 健康保険が適用される会社に再就職したとき | 6. 海外に居住したとき |
| 3. 被保険者が死亡したとき | 7. ご家族の健康保険の被扶養者になったとき |
| 4. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき | 8. 本人が喪失の希望を申し出たとき |

□保険料を納付した後に上記に該当したときは、該当したときからの保険料を返金します。

□後期高齢者医療制度の被保険者になるまでの間であれば、再就職先を退職後に再加入することができます。

□特退脱退後、ご家族の被扶養者になったとき、国民健康保険に加入されたときは再加入できません。

4 保険証が届くまでの診療

通常であれば申請後1週間ほどで新しい保険証をご自宅にお送りしますが、それまでに医療機関で受診される場合は医療費の全額を負担してください。後日セキスイ健保に療養費支給申請をすることができます。

新しい保険証を提示して健保負担分を精算してもらえる場合もありますので、医療機関の窓口でご相談ください。

5 加入手続

《特退に加入できる日（資格取得日）》

老齢厚生年金を受給されている方は、現在加入している健康保険から外れる日。

（退職日の翌日、任意継続の資格がなくなる日など）

国民健康保険または家族の被扶養者になっている方は、老齢厚生年金を受給できる年齢になった誕生日当日。

年金事務所で老齢厚生年金の請求を済ませてから、下記書類をそろえて提出して下さい。

申請の期限は加入要件を満たした日から3ヵ月以内です。申請期限を過ぎると加入できなくなります。

ご本人が加入するために必要な書類	備考
①特例退職被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者申請書	セキスイ健保のホームページから印刷できます。
②すでに年金を受給されている場合は老齢厚生年金 「年金額改定通知書」、「公的年金源泉徴収票」、 「年金振込通知書」のいずれかのコピー	まだ年金を受給されていない場合は「ねんきん定期便」 または年金事務所の受付印がある「年金請求書受付控」 のコピー
③世帯全員の続柄記載の住民票（コピー可）	世帯全員の続柄が記載されているもの 直近3ヵ月以内に発行されたもの
④預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	被保険者本人名義の口座。用紙が手元になれば添付せず に申請してください。保険証発送時に送付します。
⑤（扶養申請する家族に収入がある場合のみ必要） 特退加入後のご本人の収入金額が確認できるもの*	②で金額が分かれば不要。給与収入がある場合は給与明細 や賃金がわかる契約書などのコピー
⑥（セキスイ以外の健保にご加入中の方のみ必要） 現在加入されている健康保険の資格喪失証明書	退職日が確認できる退職証明でも可

* 被扶養者の収入が被保険者の年収の1/2未満であることを確認するために必要です。

被保険者の収入は主に年金収入となるので在職時より扶養能力が低下します。そのためこれまで扶養認定していたご家族が認定外になる場合があります。（次ページ「扶養認定できる家族の収入限度額」参照）

《ご家族を被扶養者として申請するとき》

被保険者の配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、被保険者と同居している3親等内の親族であり、主として被保険者の収入によって生計を維持されているご家族を被扶養者として申請することができます。

ご家族を扶養申請する場合は、ご家族の状況にあてはまる書類をすべて提出して下さい。

複数の収入がある場合はあてはまる状況の書類をすべて提出してください。

例：年金と給与（パート）あり ⇒ 所得証明書 と 年金額改定通知書等 と 勤務状況証明書

セキスイ以外の健康保険組合に加入されていた場合は下記以外に「扶養現況書」「被扶養者についての念書」
（セキスイ健保のホームページから印刷できます。）が必要です。

	ご家族の状況	ご家族が加入するために必要な書類	備考
18歳以上の方 (すべてコピー可)	収入なし	所得証明書または非課税証明書	居住の市区町村役場で発行
	年金あり（老齢、企業、個人、共済、障害等）	所得証明書または非課税証明書	居住の市区町村役場で発行
		年金額改定通知書または年金振込通知書	ご自宅宛に送付されているもの
	給与あり	所得証明書または非課税証明書	居住の市区町村役場で発行
		勤務状況証明書（ご家族の勤務先の証明）	セキスイ健保のホームページから印刷できます。
	その他収入あり （自営、不動産、農業、配当、株式収入等）	確定申告書第一表・第二表のコピー 損益計算書または収支内訳書のコピー	
高校生以外の学生	所得証明書または非課税証明書	居住の市区町村役場で発行	
	学生証のコピーまたは在学証明書	在籍している学校で発行	
18歳未満の方		書類は必要なし	
別居の場合		健康保険被扶養者別居届	

《扶養認定できるご家族の収入限度額》

60歳未満の方は年収130万円（月収108,334円）未満、かつ被保険者の年収の2分の1未満
60歳以上の方は年収180万円（月収150,000円）未満、かつ被保険者の年収の2分の1未満

- 収入とはすべての年金（老齢、企業、共済、個人、障害、遺族など）、事業収入（自営業、不動産収入、農業を含む）、専従者給与、アルバイトの給料、内職、謝礼、株の配当、失業給付、傷病手当金、など経常的な収入すべてです。たとえ税法上は非課税であっても健保では収入とみなします。
- 確定申告では控除される経費でも健保では経費とみなさないものがありますので、事業収入のある家族を申請される場合はお問い合わせ下さい。

6 退職後すぐに特退に加入できない場合

- ★ 老齢厚生年金の請求ができない年齢、セキスイ健保の加入期間が条件に満たないなどの理由で、退職後すぐに特退制度に加入できない方は、次のいずれかに加入する必要があります。
特退の加入資格を満たした日から3ヵ月以内に申請すれば特退に加入することができます。

■任意継続（任継）

在職時の被保険者期間が2ヵ月以上あれば、退職後最長2年間はこれまで加入していた健康保険に継続して加入できる制度です。保険料は退職時の標準報酬月額により決定します。

■国民健康保険（国保）

お住まいの市区町村で健康保険に加入する制度です。前年の所得等より保険料が決定されます。

保険料は個人の収入と市区町村により異なりますので、お住まいの市区町村役場にてご確認ください。

■ご家族が加入している健康保険の被扶養者

退職後の年収が180万円未満であればご家族の加入している健康保険組合等に被扶養者として加入できる場合があります。ご家族が加入されている健康保険組合等にご確認下さい。

7 保 健 事 業

次の事業についてセキスイ健保から定期的にお知らせします。

□健康診断の受診（毎年5月ごろに案内を発送）

退職者本人、扶養認定されている35歳以上の妻、扶養認定されている40歳以上の家族は、年1回指定健診機関・巡回会場において健康診断を受ける事ができます。

□薬剤の購入

年に3回（1月、5月、9月）ご自宅あてに案内を送付します。

□健保ニュース（ヘルシーライフ）の発行

予算・決算の報告、法改正・保険料、健康診断のご案内および健康に関するPR等をお知らせします。

8 セキスイ健保への届け出

次のような場合は速やかにセキスイ健保にご連絡下さい。

■75歳になるとき以外で資格喪失事由に該当したとき

（「3. 特退の資格がなくなるとき（資格喪失）」をご参照下さい。）

■ご家族が就職、退職、結婚、離婚、死亡、75歳未満で後期高齢者医療制度に加入するとき

■ご家族の収入が、収入限度額を超えたとき

■住所、取引銀行に変更があるとき

■被保険者証の再交付や限度額適用認定証の交付が必要なとき

■ご家族と離れて暮らす時や、離れていたご家族と同居するとき

⑨退職後に被保険者として加入できる保険制度の比較

	セキスイ 特 退	セキスイ 任 継	国民健康保険
加入資格	老齢厚生年金(報酬比例部分含む)の受給権者である セキスイ健保の資格が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある	セキスイ健保の資格が2ヶ月以上	後期高齢者医療制度の非該当者
加入期間	被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者になるまで	退職日から最長2年間	後期高齢者医療制度の被保険者になるまで
保険料	特退者は全員一律の金額 令和6年度 標準報酬月額 280千円 健康保険料 25,200円 介護保険料 4,928円	次のいずれか低い方 1 退職時の標準報酬月額より算出 2 当組合上限額より算出 令和6年度の当組合上限額 標準報酬月額 440千円 健康保険料 39,600円 介護保険料 7,744円	前年の所得や家族数により決定 市区町村の財政により保険料率が異なる
健康診断	年に一度、自己負担最大5,500円で健康診断が受けられる	同左	市区町村による
受診時の負担割合	就学前 2割 小学生～70歳未満 3割 70歳～75歳未満 3割 *1	同左	同左
医療費自己負担額上限	同一医療機関・同一疾病で、月毎の合計が25,000円まで *2 上限以上の還付については自動計算となり、請求手続きは不要です。	同左	所得に応じて35,400円～約253,000円 上限以上の還付については、本人からの請求手続きが必要です。
療養費の支給	医療費や装具の 小学校就学前 8割 小学生～70歳未満 7割 70歳～75歳未満 7割 *3	同左	同左
埋葬料の支給	被保険者・被扶養者の死亡 一律50,000円	同左	市区町村による
出産育児一時金	被扶養者の出産 1児につき488,000円 *4	被保険者・被扶養者の出産 1児につき488,000円 *4	市区町村による

*1 収入額が基準額未満の場合は2割。(被保険者が70歳以上の世帯に毎年6月に案内します)

*2 70歳以上で負担割合が2割の方は、同じ医療機関で月毎の外来の合計が18,000円まで。

*3 収入額が基準額未満の場合は8割。(被保険者が70歳以上の世帯に毎年6月に案内します)

*4 産科医療補償制度に加入している医療機関においての出産は500,000円。

セキスイ健康保険組合

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-4-7

<http://sekisui-kenpo.or.jp/>

代表電話 06-6226-9151 FAX 06-6226-9153

加入申請について 06-6226-1462 病気やけがの診療について 06-6226-1463 保健事業について 06-6226-1464